

アジア地域の国々と共存共栄を図る 知財活動

～日本の果たすべき役割～

IP Activities aiming for harmonious relationship between Japan and Asian countries



日本知的財産協会 常務理事
シスメックス株式会社 知的財産部長 **井上 二三夫**

1982年に精密機械企業に入社、特許部に配属。1990年～1993年米国滞在し、大学・法律事務所で研修。米国特許弁理士試験合格。2001年にシスメックス株式会社に入社。2005年より知的財産部長。日本知的財産協会常務理事、一般社団法人ブランド戦略研究所理事、一般社団法人兵庫県発明協会理事、公益財団法人兵庫県科学技術振興財団評議員、一般社団法人日本分析機器工業会知的財産委員会委員長。

1. はじめに

先進諸国からアジア諸国への投資が活発化している。日本の現地への直接投資額は、国によって多少の違いはあるが、欧米諸国よりも大きいものになっている¹。海外からの投資を受けて、アジア地域の経済は大きく発展しつつある。

日本企業がアジア地域に事業展開していくなか、アジア諸国と共存共栄していくために、どのような知的財産活動をすべきかを考察し、また、アジア諸国および日本国政府へ期待すべきことを述べる。

なお、筆者は日本知的財産協会（JIPA）の常務理事やその他の団体の役員を務めているが、それらの団体を代表しての見解を紹介するものではなく、筆者個人の考えを紹介するものである。

2. アジア地域における日本企業の知財活動

2.1 アジア地域で行う知財活動

アジア地域で行う知財活動は、先進諸国や他の地域での知財活動と比べて特別な活動が求められているわけで

はない。経営に資する知財活動を粛々と実施するだけである。

即ち、事業の自由度確保、競争優位性の確保、模倣対策、ガバナンス、等の観点で、知財予算の範囲内において実行するだけである。

一つ違いがあるとすれば、アジアの一員として、また、アジアを代表する先進国として、日本だけが利益を得るような知財活動ではなく、共存共栄を図る知財活動をしなければならぬ。

2.2 事業自由度の確保の観点

事業展開する上で第一に行わなければならないのは、事業自由度の確保（FTO: Freedom to operate）である。自社が事業展開する国において、第三者の知的財産権を侵害しないことを確認する必要がある。知財権の侵害により事業が失敗すると、企業のためにもならず、また、現地のためにもならない。

想定される競争相手が先進諸国のグローバル企業である場合とアジア地域の地元企業の場合とでは、FTOの手法が異なる。日本企業が得意とする先端・ハイテク技術の場合、競争相手は先進国のグローバル企業がほとんどであり、先進諸国における特許調査においてすでに大まかな対応は終わっており、先進国に出願された出願が

1 ASEANの貿易・産業統計 直接投資統計
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/>

優先権主張されてアジア諸国に出願されているかどうかの確認ぐらいである。

一方、想定する競争相手が、アジア地域の地元企業である場合、現地にどのような出願がなされているか、詳細に検討する必要がある。

商標については、特許とは状況が異なる。商標上のコンフリクトが起こるのは、事業上の競争者とは限らず、地元の異業種企業であることも珍しいことではない。よって、アジア諸国で事業を行うためには、現地において綿密な商標調査が必要となる。

2.3 競争優位性の確保の観点

競争優位性を維持するためには、自社事業を保護する知的財産権、特に、特許権の確保が重要となる。ここにおいても、想定する競争相手により取るべき対応が異なる。

想定する競争相手が先進諸国のグローバル企業である場合、同一規格（モデル）の製品を世界中に販売する場合がほとんどであり、先進諸国に出願しておけば、その出願によりアジア地域を含むグローバルでの競争において一定のけん制力を維持することができる。更なる競争力強化のために、アジア諸国に出願することが望まれるが、知財予算に余裕がなければ、出願は考えにくい。

一方、想定する競争相手が現地企業の場合、その企業がどのような技術・知的財産を保有しているか、自社の事業戦略に影響を与えるような技術力を有する企業であるか否かの判断を行い、戦略的に出願する必要がある。強力なライバルが現地にいるならば、積極的な出願が望まれるであろう。

2.4 模倣対策の観点

模倣品対策のための出願であるなら、権利行使の容易性・迅速性から、特許権よりも商標権や意匠権が効果を発揮する。

商標に関しては、前述の「事業自由度確保の観点」で述べたとおりであるので重複しての言及は控えるが、現地での適切な商標調査が必要となる。

一方、意匠出願は、特許出願よりも費用的に安く、また、手続きも簡単であるため、積極的な利用が望まれる。

2.5 コーポレートガバナンスの観点

製造コストやロジスティックスのメリットを享受するため、アジア諸国に現地法人を設立し、日本から技術移転して現地生産することが頻繁に行われている。現地生産が軌道に乗れば現地法人が利益を計上できるが、その利益を現地に留保したままでは、アジア展開のメリットを十分に享受できていない。現地で得た利益の一部を日本に還元できれば、それを再投資し、さらにアジア諸国に貢献できる。

投資回収のツールとして、知的財産権、特に、特許権が有効に活用できる。

海外へ技術移転を行う場合は、最先端の技術よりも、長年使われていた比較的古い技術を移転することが多い。技術移転された技術に関する外国出願時点において、アジア地域での海外生産の予定がきまっていたなら、アジア地域への出願も検討できた。しかし、外国出願時点で、アジア地域への技術移転が計画されていなければ、先進主要国のみでの外国出願となることがほとんどで、アジア諸国に出願されることは稀である。

生産拠点のあるアジア地域の国に特許権がなければ、商標権の活用もできるが、特許がある場合に比べて移転できる金額が少なくなる。

アジア諸国に生産拠点を有する、または、設立しようと考えている企業は、実際に海外生産を始める時期よりもかなり早い段階から技術移転に関する特許出願を行うことが求められる。

3. 出願件数増加は必要か？

3.1 現状

アジア地域に対する特許・意匠・商標の出願の必要性について、一般論として複数の観点で意見を述べた。現実に立ち戻って検討した場合、日本企業によるアジア地域への出願件数が増加するであろうか？また、増加させる必要があるだろうか？

アジア地域への出願は、日本人を含む外国人による出願がその大半で、国内人出願は少ない²⁾。出願をしている外国人の多くはグローバルに事業活動をしている先進諸

2 情報管理研究社 各国統計情報
<http://www.kt.rim.or.jp/~yy01-jkk/statistics/>

国の企業である。その外国人による出願件数について、個別には出願件数を急増している企業もあるが、全体の傾向として、著しい増加は見られない。

3.2 マーケットサイズ・成長性

グローバルに事業展開している先進諸国の企業は、限られた出願予算を効果的に活用すべく出願国を決定している。アジア地域の出願を増やすということは、追加の経費が必要となる。厳しいグローバル競争環境の中で、知財予算についても聖域ではなく、削減および有効活用が求められている。

多くの企業は、出願国を決める際に、投資（出願費用）に対する効果（知財権の効果）が大きい国から順に選んでいる。その際、正しいかどうかはわからないが、市場サイズや成長性が検討される。

アジア諸国のマーケットサイズは、たとえば、国際通貨基金（IMF）の集計した各国の国内総生産（GDP）データ³が参考となる。図1に示すように、2011年のインド・ASEAN諸国のGDPは、世界186か国中、10位インド、16位インドネシア、30位以下にその他のASEAN諸国が続く。2018年のGDP（予測）においても、その順位に大きな変化はない。

このデータのみから出願国を選ぶとすると、GDPの大きな国、即ち、米国・中国そして欧州諸国（ヨーロッパ特許）への出願の優先順位が高くなり、アジア地域が重要であるといわれてはいても、経済サイズや成長性の観点のみから考えると積極的に出願することは難しいのが実情である。

一方、図2に示すように、ASEAN諸国のGDPを合計し、一つの地域としてみると、2011年では9位、2018年では5位まで成長すると予想されている。仮に、単一出願でASEAN全域に効力が及ぶ特許制度（以下、仮に“ASEAN広域特許”と呼ぶ）があれば、積極的な出願対象国となりうるが、現時点ではそのような制度がないため、候補になりにくい状況にある。

ASEAN広域特許があれば、日本企業はASEANに出願するであろうか？ 2012年度版の特許行政年次

国名	2011年		2018年（予測）	
	順位	GDP (B\$)	順位	GDP (B\$)
米国	1	15,075.68	1	21,101.37
中国	2	7,321.99	2	14,941.15
日本	3	5,897.02	3	5,930.15
ドイツ	4	3,607.36	4	3,958.13
フランス	5	2,778.09	7	3,104.73
ブラジル	6	2,492.91	5	3,389.44
英国	7	2,431.53	8	2,990.16
イタリア	8	2,196.33	10	2,270.24
ロシア	9	1,899.06	6	3,181.53
インド	10	1,838.17	9	2,975.70
インドネシア	16	846.159	16	1,482.21
タイ	30	345.672	24	612.173
マレーシア	36	287.942	31	474.77
シンガポール	37	265.622	44	342.472
フィリピン	45	224.771	33	451.036
ベトナム	59	122.722	54	240.185
ミャンマー	74	51.444	72	87.366
ブルネイ	112	16.362	120	19.013
カンボジア	121	12.89	110	25.628
ラオス	135	8.302	126	16.317

International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2013

図1

国名	2011年		2018年（予測）	
	順位	GDP(B\$)	順位	GDP(B\$)
米国	1	15,075.68	1	21,101.37
中国	2	7,321.99	2	14,941.15
日本	3	5,897.02	3	5,930.15
ドイツ	4	3,607.36	4	3,958.13
フランス	5	2,778.09	8	3,104.73
ブラジル	6	2,492.91	6	3,389.44
英国	7	2,431.53	9	2,990.16
イタリア	8	2,196.33	11	2,270.24
ASEAN	9	2,181.89	5	3,751.17
ロシア	10	1,899.06	7	3,181.53
India	11	1,838.17	10	2,975.70

International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2013

図2

3 International Monetary Fund, Data and Statistics
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2013/01/weodata/index.aspx>

報告書⁴によれば、日本人のグローバル出願率は28%未満であり、また、出願国は1.4か国にとどまっている。即ち、平均的な日本企業が外国出願をするときは、せいぜい二か国（二地域）にとどまっている。二か国の外国出願となると、ASEAN 広域特許があったとしても、ASEAN 地域の GDP が世界第 5 位であれば、出願する対象国にはなりにくい。

しかし、過去において、多くの日本企業は中国企業の成長速度を見誤り、中国出願の出遅れという失敗をおかしてしまった。この失敗を教訓として、アジア地域の出願戦略を慎重に考える必要がある。

3.3 単純な件数増加は不要

インド・ASEAN 諸国への出願が現実に少なからず行われているということは、企業ごとに異なる特別な事情があるからだと考えられる。それは、特定の競合会社との競争関係や、また、社内の特別の理由であるかもしれない。

社内事情が何であれ、コストをかけてアジア地域に出願するということは、その出願を権利化し、活用することが前提となっていると考えられる。アジア諸国への洪水のような大量出願ではなく、活用を前提とした出願が増えることこそが、日本の国際競争力を高めるものだと考える。

4. アジア諸国の知的財産情報

4.1 戦略と情報

戦略の立案には情報の収集が必要となる。孫子の兵法に「敵を知り己を知れば百戦危うからず」という言葉がある。この言葉は、知財戦略の立案および実践においても通じるところがある。正確で且つ十分な知財情報があつてこそ、的確な知財活動が可能となる。

4.2 アジア諸国の特許情報システム

特許戦略立案のためには、各国知財庁にどのような特許権が登録されているのか、また、少なくとも先進諸国

の基礎出願に基づいてアジア各国に出願されているかどうかを知りたい。さらに欲を言えば、登録された特許がどのように活用されているかを示す判決データベースの整備も期待する。

しかしながら、アジア諸国の特許情報システムや特許情報コンテンツの整備状況は、先進諸国の基準でみると、決して十分といえるものではない。

4.3 日本からのサポート

特許情報システムや特許情報コンテンツの問題は、アジア諸国の特有の問題ではなく、日本・米国・欧州等のいわゆる知財先進国においても多々ある。

情報システムや情報コンテンツを提供している側から見ると、その国の情報投資予算、出願件数、国内の利用者の数、国内インフラ等、数多くの制約条件の中でベストのシステムやコンテンツを提供しているはずである。

しかし、ユーザの視点から見ると、必ず何らかの問題点や課題を含んでいる。ましてや、他国のしかも先進国のユーザの視点で見ると、アジア地域の情報インフラに問題が多いのは当然のことである。

日本からサポートする場合においても、外国人である日本人のニーズを前面に出したのではなく、アジア諸国の事情を十分に理解したうえでの働きかけが必要と考える。

5. これからの知財戦略

アジア地域の発展のために日本に何ができるか、産官学が一体となって知恵を出し、アジア各国と親密に協議を重ね、効果的な施策を実行すべきであると考ええる。

ASEAN 広域特許に関して言えば、日本がイニシアティブをとり、積極的に推進することができるのではないかと考える。少々突飛かもしれないが、日本で成立した特許については、アジア各国を指定するだけで指定国で効力が発生するようなシステムを構築することも一案かと思う。これと並行して、日本がイニシアティブをとって ASEAN 特許データベースを作ることを検討してもよいのではないかと考える。

また、アジア地域の出願活動活性化のために、アジア諸国への特許出願費用に関して、優遇税制などがあつて

4 特許庁 特許行政年次報告書 2012 年版
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoutoushin/nenji/nenpou2012_index.htm

もよいのではないだろうか。日本企業のグローバル出願率が低いのは、外国出願の費用が日本出願よりも何倍も高いことが大きな理由と考える。アジアで生産拠点のある国に出願すれば、その特許権に基づいて現地の利益を日本に移転することが容易になり、日本国としても技術貿易収支の黒字を増やすことができ、メリットが大きいものとする。

さらに、日本企業自身も、日本出願偏重の出願活動から、グローバル出願率を高める出願活動に方向転換すべきであろう。限られた出願予算の中でグローバル出願率を上げるには、分子（外国出願件数）のみを大きくするには限界があり、分母（日本出願件数）を小さくすることも同時に考える必要がある。

6. 最後に

アジアの一員である日本は、経済的な発展段階から見ると、アジア経済圏の中でリーダー的な存在であることにあることは疑う余地もない。その日本が目指すべきは、アジア諸国と共存共栄できる社会の実現である。

アジア地域は、今後も発展を続けるものと思われる。その発展が、先進諸国の利害関係の中で、先進諸国を支えるための発展であってはならない。

知財制度・情報システム・情報コンテンツについても、単に先進国のレベルをアジア諸国に強要や負担を迫るのではなく、アジアの先進国としての責任を果たすような貢献をすべきであるとする。

日本がリーダーシップを発揮して、日本しかできない知財貢献を通じて、アジア地域がより発展することを期待する。

以上

参考文献

1. ASEAN の貿易・産業統計 直接投資統計
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/>
2. 情報管理研究社 各国統計情報
<http://www.kt.rim.or.jp/~yy01-jkk/statistics/>
3. International Monetary Fund, Data and Statistics
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/>

weo/2013/01/weodata/index.aspx

4. 特許庁 特許行政年次報告書 2012 年版
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryu/toushin/nenji/nenpou2012_index.htm

特集

アジア地域の国々と共存共栄を図る知財活動

～日本の果たすべき役割～

